

確定申告特別号

あおいろといろ

2022年1月号

事業・農業・不動産所得を有する皆様へ

決算書の事前準備をお願い致します

◇ご来場前に、控用決算書へあらかじめご記入をお願い致します。

①事業所得：月別の売上・仕入金額と合計金額
②不動産所得：不動産所得の収入の内訳
③経費科目ごとの合計額（1ページ目損益計算書）

※「減価償却計算サービス」にお申込み済の方は、11月に郵送された計算書をご持参ください。決算書3ページ目の減価償却費の計算欄は未記入のままで差し支えありません。

※①②③が未記入の場合には「決算書まとめコーナー」でご記入いただいた後、指導コーナーにご案内させていただきます。なお、感染症対策として長時間の会場滞在を避けるため、状況によってはご自宅でのご記入と再来場をお願いする場合がございます。

※予備の決算書は青色会館に備えておりますが、令和3年分以降用の申告書のご用意は1月末となります。
なお、郵送等の対応は行っておりません。

未会員の皆様の確定申告指導会場ご利用について

① 年金・給与所得のみの未会員の皆様

◇年金・給与所得のみの（事業・農業・不動産所得のない）未会員の方につきましては、ご自宅からの電子申告、または税務署など公共機関での申告をご検討くださいますようお願い申し上げます。

◇上記未会員の皆様の会場利用に際しましては、1名様につき2千円(税込)の会場利用料を申し受けますので、何卒ご了承ください。

※上記会場利用料に加え、次年度以降の会費についてご了承のうえ当会へご入会いただける場合には指導会場にて申告書をお預かりさせていただきます。ご入会いただけない場合には、最終的な確定申告の手続きについては税務署等をご案内させていただきます。

② 事業・農業・不動産所得のある未会員の皆様

◇事業・農業・不動産所得がある場合、決算書及び申告書の指導を受けられる機関が限られてしまうことから、当会にてご指導を承りますので、本紙1面をご参照の上、専用サイトから来場日時の手前申込をお願い致します。

小田原税務署
からのお知らせ

令和3年分の確定申告のお知らせ

（所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人事業者の消費税及び地方消費税）

小田原税務署の申告書作成会場の開設期間は
令和4年2月1日(火)～3月15日(火)です。

※土、日及び祝日を除きます。ただし、2月20日(日)及び2月27日(日)は開場します。

～混雑(3密)回避のため入場整理券を配付します～

★ 受付：午前8時30分～午後4時 / 相談：午前9時～午後5時
（入場整理券の配付状況に応じて、受付を早めに締め切る場合があります。）

★ 還付申告をされる方は、2月1日の前でも相談を受け付けております。

★ 開設期間の後半(3月中)は、大変混雑し、入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、できるだけ早め(2月中)のご来署をお願いします。

★ 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手することが可能です。是非、LINEによる事前発行をご利用ください。

※ LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。

税務署の申告書作成会場のほか、「税理士による無料申告相談」を実施しますのでご利用ください。

税理士による無料申告相談の開設日（年金、給与所得の方など）

開催日	会場	開催日	会場
2月1日(火)	湯河原町役場（3階会議室）	2月7日(月)	中井町役場（3階大会議室）
	箱根町役場（分庁舎4階会議室）	2月8日(火)	開成町民センター（3階大会議室）
2月2日(水)	小田原市川東タウンセンターマロニエ（3階マロニエホール）		真鶴町民センター（3階講堂）
2月3日(木)	松田町生涯学習センター（展示ホール）	2月9日(水)	大井町生涯学習センター（2階会議室）
2月4日(金)		2月10日(木)	南足柄市役所（5階大会議室）
		2月14日(月)	

★ 令和3年分の税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンラインによる事前申込を受け付けます。

★ オンラインによる事前申込は、令和4年1月5日(水)から可能となります。詳細につきましては、下記事前申込サイトを参照願います。 ※事前申込サイト

★ オンラインによる事前申込についてのお問合せは、東京地方税理士会へお願いします。(045-243-0511)一部、当日入場整理券の配付を行います。 ※事前申込サイト

★ 無くなり次第終了となりますので、是非、オンラインによる事前申込をご利用ください。

https://coubic.com/tochi118/booking_pages#pageContent

確定申告指導会場 持ち物チェックリスト

来場の前に必ずご確認ください。 資料が足りない場合、再来場をお願いする場合がございます。

税務署から届いた税務書類

☐ 「確定申告のお知らせ」ハガキ

関連記事：3面

☐ 所得税の納付書

振替納税をご利用でない場合に、税務署より送付されます

☐ 予定納税の支払金額が分かるもの

所得税の予定納税をした方（「確定申告のお知らせ」ハガキにも金額の記載があります）

『前年』の資料

☐ 確定申告書控

☐ 決算書・収支内訳書控

事業・農業・不動産所得のある方

☐ 修正申告・更正の請求などをした方はその控

『本年分』の帳簿等

☐ 決算書・収支内訳書

※税務署から用紙は送付されません

事業・農業・不動産所得のある方

☐ 減価償却計算サービスにお申込み済の方は11月に郵送された計算書

”

☐ 各種帳簿・集計表や試算表

”

☐ 従業員の源泉徴収簿

専従者や従業員がいる方

☐ 源泉所得税の納付済領収書

”

収入に関する証明書等

☐ 支払調書

報酬など源泉徴収された収入がある方

☐ 給与所得の源泉徴収票

関連記事：3面

☐ 公的年金の源泉徴収票

公的年金額改定通知書ではありません 関連記事：3面

☐ 個人年金の支払年金額等のお知らせ

関連記事：3面

☐ 生命保険等の満期返戻金があった方は収入金額及び必要経費の記載がある計算書

☐ その他収入に関する証明書

特定口座年間取引報告書、事業用車両の売却に関する資料等

控除に関する証明書等

☐ 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の年間支払額を証する書類

年度ではなく「1～12月分」の支払金額です 関連記事：3面

☐ 国民年金・国民年金基金の控除証明書

関連記事：3面

☐ 生命保険料控除証明書

関連記事：3面

☐ 地震（損害）保険料控除証明書

関連記事：3面

☐ 小規模企業共済払込証明書

関連記事：3面

☐ 配偶者の源泉徴収票

配偶者（特別）控除を受ける方

☐ 医療費控除の明細書

明細書の作成が必要です（領収書の提出はできません） 関連記事：3面

☐ 住宅ローンの年末残高証明書、住宅借入金等特別控除申告書

住宅ローン控除（2年目以降）がある方

☐ 寄付金控除証明書

その他

☐ 金融機関名と口座番号が分かるもの

還付申告の場合に必要になります

☐ マイナンバーの添付書類（本人分）

書面提出で申告をする方 関連記事：2面

☐ 申告書記載のご家族のマイナンバー（番号のみ）

☐ マイナンバーカード本体とパスワード（またはID・パスワード方式の届出完了通知）

e-Taxで申告をする方 関連記事：3面

☐ 国税庁HPで作成した決算書データ及びデータ入力の基となった決算書

決算書まで含めたe-Taxをする方 関連記事：3面

☐ 筆記用具、電卓

×モ欄